

読者の悩み



1950年、神奈川県生まれ。建設会社で現場管理などの経験を積み、1984年に独立。受注はOB客からの紹介がほとんど。「トラブルやクレームの記事はよく目を通す。自分自身が直面しかなない問題なので」

(イラスト:大森庸平)

齊藤和生さんは建設会社から独立して25年を超えた。現在は神奈川県足柄市で、家族で工務店を営んでいる。新築は年間3棟も受注すれば手一杯だ。数年前から現場は息子に任せて、自らは専ら設計と経営実務に注力するようになった。そのきっかけの一つは、確認申請の改正や住宅瑕疵担保履行法の施行といった法制度の動向だ。

「確認申請の厳格化は、考え方としては支持する。しかし書類の形式を整えることばかりに手間をとられる」と齊藤さんは嘆く。図面に記載する用語を統一したり、従来は記載しなくても通っていた情報を付け加えたりすることを迫られて、気苦労も増えた。「図面にプラスマイナスゼロと記しているのに、さらに『敷地高度差なし』といった一文を求められるのは、釈然としない(齊藤さん)」

役所の担当者から細かく指摘を受けるたびに該当する図面を修正しなければならぬ。そんな混乱もようやく落ち着いてきたところへ、今度は地元の行政で申請手数料が上がったという。「確認申請は本来、行政サービスの一貫でもあるはずだ。利潤を追求する民間

の会社と同程度の金額にするのはおかしい。小規模の工務店にとっては、厳しいダメージになる」と、齊藤さんは憤慨する。

ほかにも、例えば住宅瑕疵担保履行法によって保険加入が義務付けられたことについて。齊藤さんは元々、瑕疵担保責任保険の必要性を顧客に説明し、加入を薦めてきた。従来は任意加入だったので、顧客に費用を負担してもらいやすかったが、義務付けで事実上、自社で負担せざるを得なくなった。

「仕様を統一できる大手などと違い、顧客の要望にきめ細かく対応するのが当社のやり方。限られた利益がそんな費用で削られ、申請の厳格化で手間ばかりかかるとなるとは、人件費を犠牲にするしかない。小規模工務店は真面目にやるほど、足が出てしまう」

それでも齊藤さんは前を向く。「申請の手間がかかるからといって、つまらない家を提案したくない。建築という仕事が好きだし、お客さんの喜ぶ顔も見たいからね。住む人に活力を与えるような家を建てていけば、こちらも元氣が出てくる」と力強く語る。

(渡辺圭彦ライター)